

6 財務諸表に係る注記（案）

平成 29 年度（2017 年度） 自 平成 29 年（2017 年）4 月 1 日 至 平成 30 年（2018 年）3 月 31 日	平成 30 年度（2018 年度） 自 平成 30 年（2018 年）4 月 1 日 至 平成 31 年（2019 年）3 月 31 日
<p>1 重要な会計方針</p> <p>(1)有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>①事業用資産及びインフラ資産</p> <p>定額法により残存価額 1 円まで減価償却を行っています。耐用年数は「公有財産の耐用年数に係る基準」で定めています。また「固定資産の計上に関する基準」において、資産を取得した翌年度から減価償却を開始することを定めています。</p> <p>ただし、道路の舗装部分等のうち取替資産については、部分的取替に要する支出を費用として処理する方法を採用しています。</p> <p>②重要物品</p> <p>定額法により残存価額 1 円まで減価償却を行っています。耐用年数は「重要物品の耐用年数に係る基準」で定めています。また「固定資産の計上に関する基準」において、資産を取得した翌年度から減価償却を開始することを定めています。</p> <p>③図書</p> <p>「図書館資料における資産計上の取扱いに関する基準」において、減価償却を行わないことを定めています。</p> <p>④リース資産</p> <p>「リース資産・リース債務の計上に関する基準」の規定に基づき、定額法によりリース期間を耐用年数として残存価額 0 円まで減価償却を行っています。また「固定資産の計上に関する基準」において、初回のリース料支払月から減価償却を開始することを定めています。</p>	<p>1 重要な会計方針</p> <p>(1)有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>①事業用資産及びインフラ資産</p> <p>同 左</p> <p>②重要物品</p> <p>同 左</p> <p>③図書</p> <p>同 左</p> <p>④リース資産</p> <p>「リース資産・リース債務の計上に関する基準」の規定に基づき、定額法により減価償却を行っています。耐用年数等は「固定資産の計上に関する基準」及び「公有財産の耐用年数に係る基準」で定めています。</p>

<p>平成 29 年度 (2017 年度) 自 平成 29 年 (2017 年) 4 月 1 日 至 平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日</p>	<p>平成 30 年度 (2018 年度) 自 平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日 至 平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日</p>
<p>(2) 有価証券及出資金の評価基準及び評価方法</p> <p>市が保有する外郭団体等の株式及び出資金等を取得原価により計上しています。</p>	<p>(2) 無形固定資産の減価償却の方法</p> <p>定額法により残存価額 0 円まで減価償却を行っています。耐用年数等は「公有財産の耐用年数に係る基準」で定めています。ただし、地上権、地役権、著作権については減価償却を行っていません。</p> <p>(3) 有価証券及出資金の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>
<p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 不納欠損引当金</p> <p>市税、使用料等の未収金の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、当該未収金の弁済状況、相手先の財務内容、過去 5 か年の実績等により不納欠損実績率を算定し、年度末の未収金額を乗じた額を不納欠損引当金として計上しています。</p> <p>また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。</p> <p>② 貸倒引当金</p> <p>貸付金のうちの一部については、返済免除又は減免となる可能性があるため、当該債権の弁済状況、貸付相手先の財務内容、過去 5 か年の実績等により貸倒実績率を算定し、年度末の貸付金額を乗じた額を貸倒引当金として計上しています。</p> <p>また、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により引当金を計上しています。</p> <p>③ 賞与引当金</p>	<p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 不納欠損引当金</p> <p>同 左</p> <p>② 貸倒引当金</p> <p>同 左</p> <p>③ 賞与引当金</p>

<p>平成 29 年度 (2017 年度) 自 平成 29 年 (2017 年) 4 月 1 日 至 平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日</p>	<p>平成 30 年度 (2018 年度) 自 平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日 至 平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日</p>
<p>「町田市長等の給与に関する条例 (昭和 33 年 4 月 1 日条例第 21 号)」によって市長等に支給される期末手当並びに「町田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 33 年 2 月 1 日条例第 11 号)」によって職員に支給される期末手当及び勤勉手当で翌会計年度に支払うことが予定されているもののうち当期の負担相当額及び法定福利費が該当します。</p> <p>④退職手当引当金</p> <p>在籍する職員全員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を退職手当引当金として計上しています。</p> <p>なお、退職手当要支給額は、特別職については個別に算定し、一般職については勤続年数ごとの職員数と退職手当支給率等により算定しています。</p>	<p>同 左</p> <p>④退職手当引当金</p> <p>同 左</p>
<p>(4) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①有形固定資産の計上基準</p> <p>事業用資産、インフラ資産及び重要物品の貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、売却可能資産については再評価後の価額で計上しています。</p> <p>図書の貸借対照表価額は、資料の定価により計上しています。</p> <p>リース資産の貸借対照表価額は、リース契約締結時に合意されたリース料の総額で計上しています。</p> <p>②財務諸表の金額の表示</p> <p>各会計合算財務諸表は、会計間の繰入繰出額を相殺控除した金額で表示しています。</p> <p>また、行政コスト計算書で引当金の繰入と戻入に係る金額が発生した場合は、引当金の繰入額と、その他特別収入の引当金の戻入額に相当する金額とを相殺</p>	<p>(4) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①有形固定資産の計上基準</p> <p>同 左</p> <p>②財務諸表の金額の表示</p> <p>同 左</p>

<p>平成 29 年度 (2017 年度) 自 平成 29 年 (2017 年) 4 月 1 日 至 平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日</p>	<p>平成 30 年度 (2018 年度) 自 平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日 至 平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日</p>
<p>して表示しています。</p>	
<p>2 重要な会計方針の変更</p> <p>_____</p>	<p>2 重要な会計方針の変更</p> <p>_____</p>
<p>3 重要な後発事象</p> <p>_____</p>	<p>3 重要な後発事象</p> <p>_____</p>